戸籍証明書等交付請求書

宜野湾市長殿

①となた(の証明書	が必	要ですか								令和	年	j	月	В	
	口沖縄與			都・道 □沖縄県	限宜野湾市											
本籍			Я	荷・県												
 筆頭者									(3)						履歴あり	
(1) (1)				99 +	- 177 77 4	左	П	他				op +	m π Φ	年		
必要な人	口同上			四	合 平 智 フ	年	月	<u></u> 必 要	(4)			明人	昭 平 令		月日	
(2)						年	月	者				田 大	昭 平 令	年	月日	
②必要な記	証明書は	t何で	ーーーー すか	93 7	C 10 1 13		/3					93 /	00 1 15		73 0	
		全部事項証明(とう本) 20 450円 通								戸籍とう	5本		<u>35</u> 4	150円	通	
戸籍	個人事項証明 (しょう本) ロ個別 ロ連記 ② 450円 通						広域交付 ※本籍が宜野湾市 除籍と			 5本		36	750円	通		
除籍	+	とう本 ② 750円 通						以外		改製原と	 :う本		37)	750円	通	
		しょう本 3 750円 3								戸籍とう	5本		(38) 4	100円	通	
	とう本							電子証明		除籍とう	 5本		39	700円	通	
改製原	しょう本 第 750円						通 通	提供用識別	引付号	改製原と				700円	通	
身分証明:		, T.			26 300F	-		受理証明書				一般		350円	通	
Atlant (= +) 200m					通		=			 上質紙		100円	通			
□附票 ® □附票の		② 一部証明(しょう本) 300円 3						届書等情報内容証明書						350円	通	
	木銍•等	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□						.						350円	通	
証明したい住所・住所の原味をご記えください(例) 宮野徳市の○采地から現在										ト 護水油中	を確認させてい			ਰ		
								<届出日)		133607/C& 合和	八明水连田。	年	, i,c,c 、c c 月	<i>/</i> 3 <i>6</i> 3 · 3 · 5	₽.	
一个玩工 ○一次 <t< td=""><td>● <届出名)</td><td>></td><td>婚姻 • }</td><td>離婚 • 出生</td><td>• 死亡 •</td><td>その他(</td><td></td><td>)</td></t<>							● <届出名)	>	婚姻 • }	離婚 • 出生	• 死亡 •	その他()		
③請求者に				外の役所で戸籍を請				ナートろの配偶	李 . 南安	英屋主たけ店	玄中屋に明た	カキオ (松田)	. 圣年此不司	`		
	مدهد	I I	/J. ×4490W/		* (C-50016) - Re	C 00 444 C 1				寺周るため世	ボー病に収り		ふ人との関係			
住瓦	听										□配偶者・	生存配偶者	1 日子 日]父母		
											■ □孫 □祖父母 □他同籍者					
氏名											口挤 口性义母 口心问着有					
代理人 (請:	水者に頼る	まれて	窓口に来た場合)								□職務者	口届出人				
住所											□第三者()相続人			
												ē	電話番号			
氏名	Ź															
LVL																
使用E 提出												資格取得等•	確認			
• 被相	続人			י אונו וווענים		1	ζ 1:	•				ら死亡・現在		+	フット必要	
					性の分かるもの								_			
	中郊の西	·如=刃 (フレナ		1)								
					わ・食丁隊祖・	700		<u>人)</u>								
□父母?	名の記載	(父母	欄で可・一緒に載	っているもの)												
職員記載欄										ו ר	受付	発	行	審査	交付	
本人確	催認書類	B書類 個力・免・旅・在・職・年金・保・生保・他()														
聴聞 □		委任状 口						権限書類			□ 免除					
			場合は本人自署の委							-					円	
322	り、その他 籍法百三十	-五条)	手段により交付を受		+万円以下の過料		れます	•			広域確認 ロTEL	事前チェ	ンク者	後E	日交付 ,	
1	■プライバシーの侵害につながるような不当な目的による請求は応じられません。									1 1 1 1 1 1 1	-			/		